



令和5年

労働災害動向調査（事業所調査）

調査票記入要領

必ずお読み下さい

○この調査は、労働災害（業務上災害）の発生状況を調べ、労働災害を防止するための資料とすることを目的としています。ご回答いただいた内容は、統計調査以外の目的に使用することはありませんので、本誌中面の記入要領をご参照のうえ、事実をありのままご回答ください。

○この調査でいう「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた負傷、疾病および死亡をいいます。ただし、業務上の疾病であっても、選発性のもの（例えばじん肺、鉛中毒症、振動障害など相当期間経過後に発症するもの）、食中毒および感染症（コロナウイルス感染症2019を含む）は除きます。また、通勤途上の負傷・疾病（いわゆる通勤災害）も労働災害から除きます。

○回答はオンラインにて行うことができます。作業が簡素化されますのでぜひご利用ください。オンライン回答は「政府統計オンライン調査総合窓口」（<https://www.e-survey.go.jp>）からご利用ください。

調査対象期間・・・令和5年1月～令和5年12月
提出期日・・・令和6年1月20日



政府統計オンライン調査総合窓口のQRコードはこちら→

回答を作成する前に

- この調査は**事業所単位**でのご回答をお願いしています（問1を除く）。事業所が「本社」「支社」「工場」「営業所」などで構成されていても、それぞれを単独の事業所とします。調査票記載の所在地の事業所について回答をお願いします。
- 労働災害については、労働基準監督署に提出している「療養補償給付請求書」の控えや「労働者死傷病報告」の控えなども確認することができます。できるだけこれらの資料を確認したうえで調査票のご記入をお願いします。
- 「問4 労働災害の発生状況」について、労働災害による死傷者がいない場合、各項目の「合計」欄にのみ「0」とご記入ください。

オンライン回答について

- 本紙中面および同封の「オンライン調査システム利用ガイド」をご参照のうえご回答ください。
- 休業や廃業などにより**実労働日数**及び**実労働時間数**が「0」の場合はオンライン回答をご利用いただくことができませんので、同封の調査票（紙）によりご回答ください。
- オンライン回答によりご回答いただく場合は同封の調査票（紙）の返送は不要です。

調査票（紙）の郵送による回答について

- 調査票へのご記入は黒のボールペンまたは黒インクをご使用ください。
- 記入した数値などを訂正する場合は、黒の二重線で消した上で、その近くに正しい数値などを黒字で記入してください。訂正印は必要ありません。数字は算用数字を使用し、単位や位（くらい）にズレや間違いがないよう記入してください。
- 調査票へのご記入後は、記載内容および記入漏れの有無をご確認のうえ、同封の返信用封筒によりご返送ください。

【お問い合わせ先】 調査票のご記入に当たって不明な点などは、下記にお問い合わせください。

厚生労働省労働災害動向調査事務局 電話番号:0120-437-269

受付時間:9:00～17:00(土日祝日、12/29～1/3を除く、令和6年2月29日まで)

【表1】労働不能程度区分

① 死亡	労働災害のため死亡したもののことです。即死の場合だけではなく、負傷又は業務上の疾病が直接の原因で死亡したものも含まれます。
② 永久全労働不能	労働災害の結果、労働基準法施行規則に規定された 身体障害等級表 （下の表2参照。以下同じ）の 第1級～第3級 に該当する障害を残すもののことです。
③ 永久一部労働不能	労働災害の結果、 身体障害等級表 の 第4級～第14級 に該当する障害を残すもののことで、次のa、bに該当するものをいいます。 a 身体の一部を完全にそう失した もの b 身体の一部の機能を永久に廃した もの
④～⑥ 一時労働不能	労働災害の結果、災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上は負傷のため労働できないが、ある期間を経過すると、身体の一部または身体の一部の機能をそう失せずに治癒して、 身体障害等級表 の 第1級～第14級 に該当する障害を残さないものをいいます。

【表2】身体障害等級表

	第7級	第11級
	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
	2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
	2の2 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	3 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
	3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	3の2 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
	4 削除	3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
	5 胸部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	4 一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
	6 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失ったもの	5 せき柱に変形を残すもの
	7 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの	6 一手の示指、中指又は環指を失ったもの
	8 一足をリスフラン関節以上で失ったもの	7 削除
	9 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	8 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの
	10 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	9 胸部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
	11 両足の足指の全部の用を廃したもの	第12級
	12 外貌に著しい醜状を残すもの	1 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
	13 両側のこう丸を失ったもの	2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
第2級	第8級	3 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの	1 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの	4 一耳の耳かくの大部分を欠損したもの
2 両眼の視力が0.02以下になったもの	2 せき柱に運動障害を残すもの	5 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こ骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの
2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	3 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失ったもの	6 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
2の3 胸部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	4 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したものの	7 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
3 両上肢を手関節以上で失ったもの	5 一下肢を5センチメートル以上短縮したもの	8 長管骨に変形を残すもの
4 両下肢を足関節以上で失ったもの	6 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの	8の2 一手の小指を失ったもの
第3級	7 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの	9 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの
1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	8 一上肢に偽関節を残すもの	10 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの
2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの	9 一下肢に偽関節を残すもの	11 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの
3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	10 一足の足指の全部を失ったもの	12 局部にがん固な神経症状を残すもの
4 胸部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	第9級	13 削除
5 両手の手指の全部を失ったもの	1 両眼の視力が0.6以下になったもの	14 外貌に醜状を残すもの
第4級	2 一眼の視力が0.06以下になったもの	第13級
1 両眼の視力が0.06以下になったもの	3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	1 一眼の視力が0.6以下になったもの
2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの	4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	2 一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの
3 両耳の聴力を全く失ったもの	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	2の2 正面視以外で複視を残すもの
4 一上肢をひじ関節以上で失ったもの	6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの	3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの
5 一下肢をひざ関節以上で失ったもの	6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	3の2 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
6 両手の手指の全部の用を廃したもの	6の3 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	3の3 胸部臓器の機能に障害を残すもの
7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	7 一耳の聴力を全く失ったもの	4 一手の小指の用を廃したもの
第5級	7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	5 一手の母指の指骨の一部を失ったもの
1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	7の3 胸部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	6 削除
1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	8 一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの	6 削除
1の3 胸部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	9 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したものの	8 一下肢を1センチメートル以上短縮したもの
2 一上肢を手関節以上で失ったもの	10 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの	9 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの
3 一下肢を足関節以上で失ったもの	11 一足の足指の全部の用を廃したもの	10 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの
4 一上肢の用を全廃したもの	11の2 外貌に相当程度の醜状を残すもの	2 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
5 一下肢の用を全廃したもの	12 生殖器に著しい障害を残すもの	2の2 一耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
6 両足の足指の全部を失ったもの	第10級	3 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
第6級	1 一眼の視力が0.1以下になったもの	4 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
1 両眼の視力が0.1以下になったもの	1の2 正面視で複視を残すもの	5 削除
2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの	2 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの	6 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	3 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	7 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
3の2 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	8 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの
3の2 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	4 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	9 局部に神経症状を残すもの
4 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの	5 削除	10 削除
5 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの	6 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したものの	備考 1 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定する。
6 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの	7 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの	2 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
7 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの	8 一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの	3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
	9 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの	4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
	10 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの	5 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

問1. 企業全体(貴事業所を含めた会社全体)の常用労働者数

問2. 貴事業所の常用労働者数

【常用労働者とは】

雇用されているもののうち、以下のア～エのいずれかに該当するものをいいます。

- ア 期間を定めずに又は1か月以上の期間を定めて雇われている者(パートタイム労働者、アルバイト等を含む)
- イ 重役、理事等の役員のうち、常時貴事業所に出勤して一定の職務に従事し、利潤分配としての報酬以外に一般雇用者と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与が算定されている者(労災保険対象者)
- ウ 事業主の家族で、その事業所で働いている者のうち、常時勤務して給与の支払を受けている者
- エ 育児・介護・病気休業中の者

※次のような状況にあり記載を迷われる場合は事務局までお問い合わせください。

- 事業所の常用労働者数が10人未満の場合
- 事業閑散期等で12月末時点の労働者数が通常の労働者数と異なる場合

問3. (1)貴事業所の全労働者数

【全労働者とは】

正社員、パートタイム労働者、アルバイト、派遣労働者(貴事業所が派遣先である場合)、他社からの出向者、日雇労働者等、名称及び雇用形態の如何を問わず貴事業所で働く全ての労働者のことをいいます。

※事業主、役員(上記【常用労働者とは】のイを除く)、他社への出向者、他社で働く派遣労働者(貴事業所が派遣元である場合)、請負事業(構内下請等)で働く労働者は含みません(貴事業所が請負事業の場合は調査対象です)。

※船員法第1条に規定する船員については、調査の対象外です(漁業や水運業の事業所は特にご注意ください)。

問4. 労働災害の発生状況(令和5年1月～12月)

令和5年1年間に発生した労働災害の被災者について「延べ人数」と「延べ休業日数」をご記入ください。

※令和4年以前に発生した労働災害が原因で令和5年に継続して労働不能であった方や休業した方は対象外です。

※調査期間中に同じ労働者が2回被災した場合、死傷者数は1人ではなく、2人と計上してください。

※労働不能程度の区分や休業日数が12末日までに確定しない場合は、1月14日時点の確定数値をご記入ください。同日においても確定しない場合は、医師等の所見を参考として見込みでご記入ください。

(1)労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数

労働不能程度*1別に、①～③に該当する死傷者数、④～⑥に該当する負傷者数と「延べ休業日数」、⑦に各行の合計をご記入ください。

※身体障害等級*2に該当する障害を残す災害(②③)は休業しなかった方も含みます。

※「延べ休業日数」は1日以上休業した方で①～③に該当しない方について、所定休日を含めた暦日数をご記入ください。被災当日及び1日未満の休業は含めなくてください。

※1 労働不能程度はP4【表1】をご参照ください。

※2 身体障害等級はP4【表2】をご参照ください。

労働災害動向調査 (事業所調査票 令和●年)

余白 秘

統計法に基づく一般統計調査

この調査票は、統計以外の目的に使用することはありませんので、事実をありのままに記入してください。調査票の記入に当たっては、別冊の「調査票記入要領」をご参照ください。

事業所名称: 株式会社 御中

法人番号: 999999999999999999

事業所の主な生産品の名称又は事業の内容: 日用紙製品製造業

ご記入担当者: 厚労太郎

「常用労働者数」について記入してください。

問1. 企業全体(貴事業所を含めた企業全体)の常用労働者数

5,000人以上	1,000～4,999人	300～999人	100～299人	30～99人	10～29人
1	2	3	4	5	6

問2. 貴事業所の常用労働者数

1,000人以上	500～999人	300～499人	100～299人	50～99人	30～49人	10～29人
1	2	3	4	5	6	7

問3. 全労働者数及び延べ実労働時間数

(1) 貴事業所の全労働者数: 80

(2) 全労働者の延べ実労働時間数: 160,000

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
13,000	13,000	14,000	14,000	13,000	13,500	13,000	13,000	13,500	13,500	13,500	13,000

問4. 労働災害の発生状況

(1) 労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数

項目	①死亡	②永久全労働不能(1～3級)	③永久一部労働不能(4～14級)	一時労働不能(労働不能日数に該当する労働者数を記入してください)			⑦合計
				④休業8日以上	⑤休業4～7日	⑥休業1～3日	
死傷者数			1	2		3	6
延べ休業日数				54		7	61

(2) ③永久一部労働不能(4～14級)の身体障害等級別負傷者数

身体障害等級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級	合計
負傷者数										1		1

(3) 不休災害被災労働者数

不休災害被災労働者数	1
うち永久一部労働不能負傷者数	0

お問合せの際にお知らせ下さい。

労働者数や労働時間数が「0」となる場合は、余白部に「休業」「廃業」等、労働者数や労働時間数が「0」となった理由を記載の上返信用封筒に入れて返送してください。なお、労働者数や労働時間数が「0」となる場合は、オンライン回答は出来ません。

「事業所の主な生産品の名称又は事業の内容」について
・貴事業所の主な生産品の名称又は主な事業の内容を具体的に記入してください。
・主な生産品が複数ある場合又は複数の異なる事業を営んでいる場合は、そのうち売上が最も多いものとしてください。売上高によって決定することが困難な場合は、従事する労働者数の多いものを記入してください。

問3. (2)全労働者の延べ実労働時間数
【全労働者の延べ実労働時間とは】
令和5年1年間に貴事業所で労働した全ての労働者について、年間の労働時間数の合計をご記入ください(12月末日現在の労働者だけでなく、令和5年に1日でも働いた方の労働時間を含めてください。)
※全労働者の労働時間を合算して、1時間未満の端数がでた場合は切り捨ててください。
※早出、残業等の超過労働時間も含まれますが、休暇(所定休日・有休等)・休憩の時間は、労働時間ではないため実労働時間から除きます。
ただし、坑内労働従事者の休憩時間や、監視又は断続的業務に従事する方の手待時間は実労働時間に含めてください。
※出張、研修も実労働時間に含めてください。
※事情により、正確な労働時間の算出が難しい場合は、概算でご記入をお願いします。

(2)永久一部労働不能(4～14級)の身体障害等級別負傷者数

(1)「③永久一部労働不能」に該当する負傷者について、身体障害等級*2別の内訳をご記入ください。

※「合計」欄の数は(1)「③永久一部労働不能」の死傷者数と同数となります。

(3)不休災害被災労働者数

【不休災害被災労働者とは】
業務遂行中に業務に起因して受けた負傷又は疾病によって、医療機関(事業所内の診療所を含む)で医師の手当てを受けたもので、被災日の翌日以降1日も休業しなかったもの(被災日の翌日以降の休業が1日未満のものを含む)をいいます。
「うち永久一部労働不能負傷者数」には、不休災害被災労働者のうち(1)「③永久一部労働不能」に計上した数を記入してください。